

重症心身障害者地域生活支援センター 理念

- ・メンバー一人一人の人格を尊重し、人権を保障し、そのらしさを大切にしたい支援を行うこと
- ・利用者が安全で安心できる場であること
- ・地域の人達と積極的に交流し、地域に根ざした日々の活動を行うこと

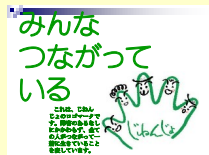


ひとりひとりの いのちの輝きを

地域と共に生き、地域と共に在りたい

重症心身障害児（者）と言われる方たちと共に在って、その方たち一人一人の命の輝きを守り・育み、大地に根を張って生きていただくため、また、その方たちやその家族の「重い障害があっても住み慣れた地域の中で暮らしたい」という願いを実現していくために、地域の中にあり医療との密接な連携のある施設づくりを目指しました。重症心身障害児（者）は、歩くこともできないし、話すこともできない、何もわからない人達のように思われていますが、この人たちに出会うことにより豊かな感性がこの人たちの中心にあることに気づかされます。また、この人たちとの交流を通じて、命の大切さや自分が生きていくことの意味を発見できると思っています。

地域の方々との交流を大切に、メンバーの方々と触れあっていただけるセンターに育てていきたいと思っています。



法人沿革

平成10年4月	デイケアハウスのみ開設
平成12年4月	「重症心身障害者を守る会 フロレスタ」設立（親の会）
平成13年6月	重症心身障害者地域生活支援センター 設立準備委員会発足
平成15年6月12日	社会福祉法人じねんじょ 法人認可 7月 重症心身障害者地域生活支援センター 起工式
平成16年4月1日	重症心身障害者地域生活支援センター「じねんじょ」開設 ・知的障害者通所更生施設「じねんじょ」 ・重症心身障害児（者）通園事業A型「むく」 ・下関市心身障害児（者）デイケア事業「デイケアハウスむかこ」
平成17年9月1日	「だいち」（知的障害者短期入所事業 ※日帰りショート）開設
平成18年9月30日	「だいち」事業廃止
平成19年4月1日	「生活介護サービス事業所じねんじょ」事業開始 ※障害者自立支援法へ法改正にて、知的障害者通所更生施設「じねんじょ」から事業移行
平成22年5月1日	「分場だいち」開設 （生活介護サービス事業所じねんじょ分場）
平成23年3月31日	下関市中心身障害児（者）デイケア事業「デイケアハウスむかこ」閉所
平成24年4月1日	「ヘルパーステーションふわり」開設 「生活介護サービス事業所じねんじょ」定員20名を30名に変更 児童多機能型事業所「むく」事業開始 ・児童発達支援（むくっこ） ・放課後等デイサービス（むく） ※重症心身障害児（者）通園事業から事業移行
平成24年8月1日	「むくっこ」単独事業所に事業変更 「むく」（児童多機能型事業所「むく」から名称変更）
平成28年5月31日	相談支援事業所じねんじょ事業開始
平成30年7月1日	むくっこ（多機能型） 【居宅訪問型児童発達支援事業】開始
令和3年5月1日	「生活介護サービス事業所だいち」事業開始（新設）
令和4年4月1日	山口県西部医療的ケア児支援センター（県受託事業）

スヌーズレン・ルーム



重症心身障害者地域生活支援センター

開設日
平成16年4月1日

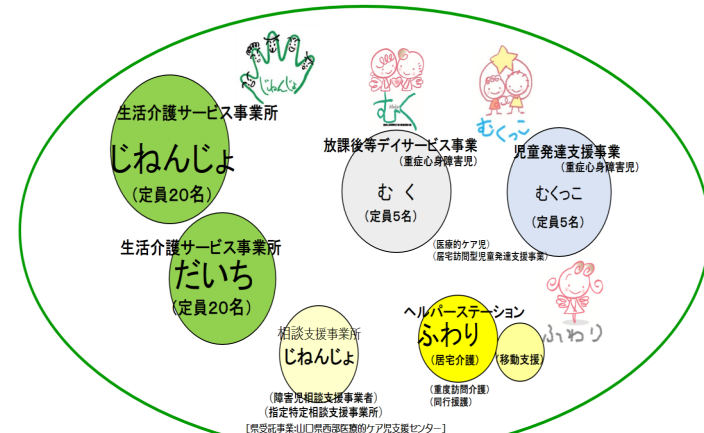
経営主体
社会福祉法人じねんじょ



法人本部：下関市生野町2丁目28番20号 3・4階部分
連絡先：083-252-2227
ホームページ：<http://www.jinenjo.or.jp>
メール：jinenjo@jinenjo.or.jp

本体施設

- 本館 [住所：下関市生野町2丁目28番20号] 連絡先：電話：083-250-8108
 - ・生活介護サービス事業所じねんじょ
- 新館 [住所：下関市生野町2丁目29番3号] 連絡先：電話：083-252-2227
 - ・生活介護サービス事業所だいち
 - ・ヘルパーステーションふわり
- D&Aビル [住所：下関市生野町2丁目27番7号] 連絡先：電話：083-250-7746
 - ・むく（放課後等デイサービス） 1F
 - ・むくっこ（児童発達支援） 2F
 - ・相談支援事業所じねんじょ 3F
（山口県西部医療的ケア児支援センター）




重症心身障害者地域生活支援センター体制

社会福祉法人じねんじょ 事業内容		幼児期	学 齡 期	成 人 期(18歳以上)	高 齢 化 期
・(重心型)児童発達支援事業 (多機能型)居宅訪問型児童発達支援事業		むくっこ	定員5名		
・(重心型)放課後等デイサービス事業		むく	定員5名		定員20名
・生活介護事業 (日中通所サービス)				生活介護サービス事業所じねんじょ	定員20名
・生活介護事業 (日中通所サービス)				生活介護サービス事業所だいち	定員20名
・居宅介護等 事業 (重度訪問) (移動支援) (同行援護)			ヘルパーステーションふわり		
・相談支援事業 (障害児相談支援事業) (指定特定相談支援事業) ※医療的ケア児等コーディネーター配置			相談支援事業所じねんじょ		
<small>ライフステージを通じた支援 医療、教育、福祉、地域社会などと連携のある施設づくり ライフステージの変化に対応した支援 生涯を通じて児者一貫の支援体制(一貫した支援の必要性)</small>					
地域で共に生きる					


「生活介護サービス事業所じねんじょ」 「生活介護サービス事業所だいち」

【生活介護事業】
障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス事業で18歳以上の方を対象とした、日中活動を支援する事業所です。
「じねんじょ」「だいち」ともに、定員は20名です。
常時介護が必要な障害支援区分3以上である方に、身体能力、日常生活の維持・向上を目的として、食事・排泄等の介護、日常生活上の支援や創作的活動の機会を提供いたします。



「むく」

【放課後等デイサービス事業】
学校就学中(6歳から18歳の年度末まで)の重症心身障害児を対象とし、定員は5名です。
放課後や長期休暇中(夏休みや春休みなど)において、余暇時間の過ごし方や生活する力を養うために必要な支援を行います。また地域へ出かけて社会との交流ができるように支援します。



「重症心身障害」

一重度の肢体不自由と重度の知的障害が重複しているものー

21	22	23	24	25	I Q
20	13	14	15	16	75
19	12	7	8	9	50
18	11	6	3	4	35
17	10	5	2	1	20
走れる	歩ける	歩行障害	座れる	寝たきり	

障害児・者の大鳥分類


- I-1 狭義の重症心身障害群 (表の1~4(赤い部分))
- I 広義の重症心身障害群 ただし次のいずれかに該当しなければならない
 - ①常に医学的管理が必要
 - ②障害が進行的
 - ③合併症がある
 (表の1~9(赤と桃色の部分))
- II 中重度知的障害群
- III 中重度肢体不自由群
- IV 軽度障害群

「ヘルパーステーションふわり」

【居宅介護事業等】
日常生活を営むのに支障がある障害者等に指定居宅介護の提供にあたる従業者(ホームヘルパー)を派遣し、居宅において入浴、排泄又は食事の介護その他厚生労働省令で定める内容を適切に提供し、本人がその居宅等において、その有する能力に応じて可能な限り自立した日常生活を営むことができるようお手伝いします。

「むくっこ」

【児童発達支援事業】
就学前のお子さん(重症心身障害児、医療的ケア児、6歳の就学前まで)を対象とし、定員は5名です。また、外出することが著しく困難な障害児を対象に、併設多機能として、居宅訪問型児童発達支援を行っています。
生活のリズムづくり、感覚等に働きかける活動を通して、身体と心の成長を支援します。併せて保護者等に家庭における療育のしかたや地域の行政、医療、福祉、教育などと連携してネットワークづくりをします。




馬関まつり



じねんじょ
フェスティバルにて



ボッチャ大会

「相談支援事業所じねんじょ」

【相談支援事業等】
・計画相談支援: 障害福祉サービス等利用計画案を作成し、支給決定後に、サービス事業者等との連携調整等を行うとともに、サービス等利用計画の作成を行います。また、継続サービス利用支援を行います。
・障害児支援利用援助: 障害児通所支援の申請に係る支給決定前に、障害児支援利用計画案を作成し、支給決定後に、サービス事業者等との連絡調整等を行うとともに、障害児支援利用計画の作成を行います。また、継続サービス利用支援を行います。
・山口県西部医療的ケア児支援センター: 山口県委託依託事業



新館 令和3年4月開所